

石川県公報

平成29年4月7日
第12992号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○景観保全型広告整備地区の指定 (都市計画課)	4
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	1	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	5
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	6
○救急診療所の認定 (同)	2	○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	7
○県道の区域の変更 (道路整備課)	2	○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)	9
○県道の供用の開始 (同)	3	○地域登録機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	9

告 示

石川県告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
濱田 和也	加賀市勅使町ハ25-1	ちよくし町クリニック	加賀市勅使町ハ25-1	平成29年 2月16日

石川県告示第198号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
濱田 和也	加賀市勅使町ハ25-1	ちよくし町クリニック	加賀市勅使町ハ25-1	平成29年 2月16日

石川県告示第199号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
森 田 病 院	小松市園町ホ99番地1	平成29年4月1日	平成32年3月31日
独立行政法人地域医療 機能推進機構金沢病院	金沢市沖町ハの部15番地	〃	〃

石川県告示第200号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
三 秋 整 形 外 科 医 院	金沢市諸江町上丁320番地	平成29年4月1日	平成32年3月31日

石川県告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成29年4月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
輪 島 浦 上 線	輪島市大沢町浜山21番地先から 輪島市大沢町浜山24番地先まで	旧	6.38 ~ 7.94	32.8	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	6.38 ~ 22.09	32.8	
〃	輪島市大沢町浜山102番5地先から 輪島市大沢町宝来町175番1地先まで	旧	4.87 ~ 18.06	30.9	〃
		新	9.00 ~ 24.60	30.9	
滝又三井線	輪島市三井町興徳寺八字1002番地先から 輪島市三井町興徳寺九字1039番1地先まで	旧	4.99 ~ 9.73	66.5	〃
		新	5.94 ~ 13.29	66.5	
〃	輪島市三井町長沢イ6番1地先から 輪島市三井町長沢イ7番地先まで	旧	3.81 ~ 5.14	51.1	〃
		新	4.24 ~ 11.54	51.1	
内 浦 柳 田 線	鳳珠郡能登町字合鹿ル部3番4地先から 鳳珠郡能登町字上町本参字16番地先まで 及び 鳳珠郡能登町字合鹿ル部3番4地先から 鳳珠郡能登町字上町本参字16番地先まで	旧	5.31 ~ 31.30 及び 12.40 ~ 125.31	972.0 及び 810.7	〃
		新	12.40 ~ 125.31	810.7	
〃	鳳珠郡能登町字上町本参字47番1地先から 鳳珠郡能登町字上町久壺字26番1地先まで 及び 鳳珠郡能登町字上町本参字47番1地先から 鳳珠郡能登町字上町久壺字26番1地先まで	旧	8.00 ~ 19.22 及び 14.40 ~ 98.00	407.0 及び 387.6	〃
		新	14.40 ~ 98.00	387.6	

倉谷土清水線	金沢市二又新町り10番3地先から 金沢市二又新町り10番3地先まで	旧	12.11 ~ 17.67	25.5	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	13.04 ~ 23.70	25.5	
小原土清水線	金沢市涌波町葵7番5地先から 金沢市土清水3丁目277番地先まで	旧	7.84 ~ 15.11	327.6	〃
		新	10.23 ~ 40.17	327.6	
矢作松任線	野々市市三納一丁目18番2地先から 野々市市藤平田一丁目201番1番地先ま で	旧	10.26 ~ 12.87	7.1	石川土木 総合事務所 維持管理課
		新	10.26 ~ 10.26	7.1	
小松鳥越鶴来線	白山市左礫町ニ18番1地先から 白山市左礫町ニ31番1地先まで	旧	5.50 ~ 8.20	57.0	〃
		新	6.70 ~ 10.40	57.0	
〃	白山市左礫町ニ73番1地先から 白山市左礫町ニ78番1地先まで	旧	6.30 ~ 8.70	23.0	〃
		新	6.30 ~ 8.70	23.0	
〃	白山市左礫町イ7番1地先から 白山市左礫町イ6番1地先まで	旧	8.00 ~ 9.60	27.0	〃
		新	8.50 ~ 17.20	27.0	
〃	白山市左礫町イ203番1地先から 白山市左礫町イ200番1地先まで	旧	6.80 ~ 10.50	27.3	〃
		新	8.10 ~ 11.90	27.3	

石川県告示第202号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成29年4月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
輪島浦上線	輪島市大沢町浜山21番地先から 輪島市大沢町浜山24番地先まで	平成 29 年 4 月 7 日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	輪島市大沢町浜山102番5地先から 輪島市大沢町宝来町175番1地先まで	〃	〃
滝又三井線	輪島市三井町興徳寺八字1002番地先から 輪島市三井町興徳寺九字1039番1地先まで	〃	〃
〃	輪島市三井町長沢イ6番1地先から 輪島市三井町長沢イ7番地先まで	〃	〃
倉谷土清水線	金沢市二又新町り10番3地先から 金沢市二又新町り10番3地先まで	〃	県央土木 総合事務所 維持管理課
小原土清水線	金沢市涌波町葵7番5地先から 金沢市土清水3丁目277番地先まで	〃	〃
小松鳥越鶴来線	白山市左礫町ニ18番1地先から 白山市左礫町ニ31番1地先まで	〃	石川土木 総合事務所 維持管理課
	〃		
〃	白山市左礫町ニ73番1地先から 白山市左礫町ニ78番1地先まで	〃	〃
〃	白山市左礫町イ7番1地先から 白山市左礫町イ6番1地先まで	〃	〃

〃	白山市左礫町イ203番1地先から 白山市左礫町イ200番1地先まで	〃	〃
---	--------------------------------------	---	---

石川県告示第203号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第1項の規定により、景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成29年10月1日から施行する。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 景観保全型広告整備地区の名称

- (1) 輪島等国道249号等沿線景観保全型広告整備地区
- (2) 県道深谷中浜線等沿線景観保全型広告整備地区

2 景観保全型広告整備地区の区域

- (1) 輪島等国道249号等沿線景観保全型広告整備地区

区域区分	道 路 名	区 間	区域（道路境界線から）
沿岸部	一般国道249号	珠州市馬縹町壱字52番1地先から 輪島市塚田町弐部14番5地先まで	山側100メートル以内
	県道輪島浦上線	輪島市光浦町49字12番1地先から 輪島市上大沢町6番1地先まで	
	輪島市道皆月漁止線	輪島市門前町皆月シ39番地先から 輪島市門前町樽見古屋敷65番1地先まで	
	輪島市道皆月藻浦線	輪島市門前町皆月ソ1番2地先から 輪島市門前町皆月シ37番地先まで	
	県道五十洲亀部田線	輪島市門前町五十洲36の44番地先から 輪島市門前町皆月へ38番地先まで	
	輪島市道五十洲深見線	輪島市門前町五十洲36の44番地先から 輪島市門前町吉浦ソロジ1番地先まで	
	輪島市道猿山線	輪島市門前町吉浦ソロジ1番地先から 輪島市門前町深見11の35番地先まで	
	輪島市道道下深見線	輪島市門前町鹿磯18字2番地先から 輪島市門前町深見11の35番地先まで	
	県道鹿磯港道下線	輪島市門前町鹿磯18字2番地先から 輪島市門前町道下に42番1地先まで	
	一般国道249号	輪島市門前町道下に38番1地先から 輪島市門前町劔地口10番地先まで	
内陸部	県道輪島浦上線	輪島市上大沢町6番1地先から 輪島市門前町浦上壱六32番1地先まで	両側100メートル以内
	県道五十洲亀部田線	輪島市門前町皆月へ38番地先から 輪島市門前町浦上弐四八21番地先まで	
	一般国道249号	輪島市門前町浦上壱六33番1地先から 輪島市門前町本市壱〇19番1地先まで	

- (2) 県道深谷中浜線等沿線景観保全型広告整備地区

道 路 名	区 間	区域（道路境界線から）
一般国道249号	羽咋郡志賀町深谷イ55番1地先から 羽咋郡志賀町深谷ツ3番1地先まで	

県道深谷中浜線	羽咋郡志賀町深谷ツ3番1地先から 羽咋郡志賀町給分甲之部106番地先まで	山側100メートル以内
一般国道249号	羽咋郡志賀町富来領家町ム19番5地先から 羽咋郡志賀町富来生神40番3地先まで	
志賀町道2034号線	羽咋郡志賀町福浦港ト9番6地先から 羽咋郡志賀町福浦港浦44番1地先まで	
県道志賀富来線	羽咋郡志賀町上野甲1番1地先から 羽咋郡志賀町福浦港ト9番6地先まで	

石川県告示第204号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、平成29年石川県告示第203号（以下「告示」という。）により指定した輪島等国道249号等沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成29年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

輪島等国道249号等沿線景観保全型広告整備地区は、白米千枚田や間垣集落など風土に根差した特有の文化的な景観を有するとともに、地域住民の生活のみならず広域交流を支える重要な役割を担っており、景観の保全と活用に向けた取組が進められている。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

区域区分	広告物等	基 準
沿岸部	自家用広告物	色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。 表示面積（1住所等当たり） 1 15平方メートル以内とすること。 2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。 高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。
	案内誘導広告物	表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 色彩 原則として3色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。 設置場所 当区間の道路海側に設置されたものも含め、原則として1施設につき2箇所以内とすること。 表示面積（広告物等1基当たり） 1 1面の表示面積は15平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内とすること。

		<p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。</p>
内陸部	自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はY Rの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <p>1 15平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。</p>
	案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として3色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はY Rの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき2箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <p>1 1面の表示面積は1.5平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。</p>

石川県告示第205号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、平成29年石川県告示第203号（以下「告示」という。）により指定した県道深谷中浜線等沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成29年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

県道深谷中浜線等沿線景観保全型広告整備地区は、巖門や機具岩をはじめ、美しい海岸線が織りなす優れた里海景観を有しており、景観の保全と活用に向けた取組が進められてきた。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の 3 分の 1 を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相が Y 又は Y R の場合は彩度 10 以下、それ以外の色相の場合は彩度 8 以下とすること。</p> <p>表示面積 (1 住所等当たり)</p> <p>1 15 平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1 によること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から 7 メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として 2 色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の 3 分の 1 を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相が Y 又は Y R の場合は彩度 10 以下、それ以外の色相の場合は彩度 8 以下とすること。ただし、表示面の面積の 5 分の 1 以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。</p> <p>設置場所 原則として 1 施設につき 1 箇所以内とすること。</p> <p>表示面積 (広告物等 1 基当たり)</p> <p>1 1 面の表示面積は 1.5 平方メートル以内とし、表示面積の合計は 3 平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1 敷地当たりの表示面積の合計は、5 平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から 4 メートル以下とすること。</p>

公 告

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成 29 年 4 月 7 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
平野 徹	加賀市中島町ホの 142 番地	加賀市中島町 1 の 47 番ほか 1 筆
西田 博	加賀市中島町ニの 81 番地	加賀市中島町 1 の 79 番ほか 2 筆
有限会社 グリーン松任	白山市村井町 1776 番地	白山市水澄町 64 番ほか 3 筆
農事組合法人 手取営農組合	白山市手取町ス 137 番地	白山市手取町 2 番
有限会社 ひらしま	白山市上安田町 1491 番地	白山市上安田町 708 番 1 ほか 73 筆
有限会社 アグリにしだ	白山市行町イ 153 番地	白山市行町 26 番 1 ほか 5 筆
寺田 賢二	白山市平松町 68 番地	白山市平松町 320 番ほか 5 筆
有限会社 黒澤農場	白山市黒瀬町 23 番地	白山市宮保町 2484 番ほか 14 筆
西濱 祐太	金沢市材木町 19 番地 44	白山市長島町 1227 番 1 ほか 2 筆
有限会社 吉村農産	白山市安吉町 35 番地	白山市安吉町 1351 番ほか 4 筆

農事組合法人 西濱農園	白山市八田町1160番地	白山市八田町1701番ほか14筆
株式会社 グリーンサポート出村	白山市上吉谷町南41番地	白山市上吉谷町北102番
農事組合法人 ファーム東蚊爪	金沢市東蚊爪町チ174番地2	金沢市東蚊爪町216番ほか80筆
農事組合法人 湖南ファーム	金沢市八田町東40番地	金沢市大場町西1316番ほか8筆
農事組合法人 大浦豊栄農園	金沢市大浦町ホ53番地	金沢市大浦町ヨ38番1ほか21筆
農事組合法人 北寺吊橋	金沢市北寺町口55番地	金沢市大浦町ニ46番1ほか46筆
五坊 正利	金沢市木越町ツ8番地	金沢市木越町ホ96番1ほか68筆
小西 修	金沢市二日市町ヌ135番地	金沢市才田町市42番ほか4筆
小林 正治	金沢市八田町東324番地	金沢市才田町中2番
上野 一也	金沢市大浦町ヘ68番地	金沢市大浦町口24番1
北川 浩一	金沢市大場町東92番地	金沢市大場町西1418番ほか3筆
松本 秋一	河北郡津幡町字南中条7番地11	金沢市利屋町に34番ほか7筆
農事組合法人 ファームくらみ	河北郡津幡町字倉見タ352番地	河北郡津幡町字倉見ツ13番1ほか270筆
農事組合法人 かさの郷	河北郡津幡町字七黒ホ8番地乙	河北郡津幡町字鳥越い13番ほか27筆
田口 洋	羽咋郡志賀町甘田リ34甲番地1	羽咋市柴垣町1742番
長谷川 光則	羽咋市滝谷町口52番地	羽咋市柴垣町1508番1
中谷 謙三	羽咋市志々見町い33番地	羽咋市千代町263番
松本 仁孝	羽咋市千里浜町タ11-16番地	羽咋市千代町い57番ほか4筆
有限会社 ながせ	羽咋市千路町に2番地	羽咋市西潟町144番ほか5筆
鳥田 久雄	羽咋郡志賀町大島イ31番地	羽咋郡志賀町福野耕85番ほか2筆
管部 朗	羽咋郡志賀町矢駄メ41番地1	羽咋郡志賀町矢駄93番
農事組合法人 志加の郷だいち	羽咋郡志賀町町29番地44	羽咋郡志賀町安部屋32番ほか6筆
若平 紘一	羽咋郡志賀町高浜町ニ35番地	羽咋郡志賀町福野甲382番ほか1筆
大家 一幸	羽咋郡志賀町小室1番地38	羽咋郡志賀町堀松ト42番1ほか17筆
中村 悟	羽咋郡宝達志水町敷波22番地	羽咋郡宝達志水町荻島い24番ほか2筆
長田 英伸	羽咋郡宝達志水町子浦と56番地1	羽咋郡宝達志水町子浦26番2ほか5筆
農事組合法人 はんにゃの	七尾市盤若野町ヘ24番地	七尾市池崎町南10番ほか9筆
農事組合法人 グリーン能登	七尾市舟尾町ら8番地	七尾市川尻町壺3番
農事組合法人 温井営農組合	七尾市温井町チ106番地	七尾市伊久留町下東20番
農事組合法人 沢水の里瀬戸	鹿島郡中能登町瀬戸ソ77番地	鹿島郡中能登町瀬戸ろ27番ほか215筆
八十田 敏彦	鹿島郡中能登町金丸ケ56番地	鹿島郡中能登町金丸749番
濱田 勉	鹿島郡中能登町金丸1066番地	鹿島郡中能登町金丸東189番ほか2筆
農事組合法人 能登花見月	鹿島郡中能登町花見月丁31番地	鹿島郡中能登町上後山い25番ほか6筆
田中 憲治	鹿島郡中能登町水白ル62番地	鹿島郡中能登町水白16番29ほか4筆
農事組合法人 玉川農産	鹿島郡中能登町徳前11部121番地	鹿島郡中能登町徳前む75番1ほか15筆
谷元 義明	輪島市町野町大川ヌ部24番地	輪島市町野町伏戸3字13番ほか10筆
粟蔵水稲 株式会社	輪島市町野町粟蔵白山田32	輪島市町野町金蔵13番ほか2筆
株式会社 ハイディワイナリー	輪島市門前町千代31-21-1	輪島市門前町鶴山口54番
山崎 強	輪島市門前町二又川3-101	輪島市門前町俊兼54番ほか6筆
農事組合法人 日向浦ファーム	輪島市門前町黒岩ハの39番地	輪島市門前町馬場う24番ほか4筆
瀬戸 礼子	鳳珠郡穴水町字麦ケ浦ハの3番地	鳳珠郡穴水町字麦ケ浦い20番ほか4筆
竹森 弘	鳳珠郡穴水町字七海チの100番地	鳳珠郡穴水町字七海い36番ほか4筆
川端 克己	鳳珠郡穴水町字此木16の85番地1	鳳珠郡穴水町字七海い59番ほか8筆
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地	鳳珠郡能登町字小間生梅部19番1ほか13筆
的場 清一	鳳珠郡能登町字鶴町26字28番地	鳳珠郡能登町字鶴町新21番ほか7筆
大町 実	鳳珠郡能登町字鶴町21字157番地	鳳珠郡能登町字鶴町棚字17番ほか2筆

出村 進	鳳珠郡能登町字笹川エ部154番地	鳳珠郡能登町字石井3字6番
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町字黒川38号37番地	鳳珠郡能登町字天坂い部23番ほか119筆
山田 照夫	珠洲市正院町飯塚6-25	珠洲市正院町小路87番

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成29年4月7日から同月21日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業（面的集積型）	酒井・本江地区（酒井工区）	平成29年3月24日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり地域登録検査機関の変更の届出があった。

平成29年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

松任市農業協同組合

竹山 武志

白山市村井町1776番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
立川 雄大	新 金沢市駅西新町3丁目7番30号	玄米、大麦、大豆
	旧 金沢市東力3-30-2	

(2) 新たに記帳された者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
中田 昌孝	白山市剣崎町44-2	玄米、大麦、大豆

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

長崎産業株式会社

長崎 直衛

金沢市新保本一丁目312番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
小 坂 明 弘	金沢市金石北2丁目13-16	玄米
小 柳 千恵子	白山市四ツ屋町71	玄米